

## 定めようとする命令等の題名及び根拠法令条項一覧表

### 【意見公募対象一覧】

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項	命令等の案
(1) 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令	電波法（昭和25年法律第131号）	別添 1
(2) 端末設備等規則第9条の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件（告示）	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第9条	別添 2
(3) 電波法施行規則第6条第4項第5号及び第6号の規定に基づくデジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにPHSの陸上移動局が使用できない電波の周波数を定める件の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第5号及び第6号	別添 3
(4) 無線設備規則第49条の8の2第1項第1号イただし書、同号ロただし書、同号ハ及びホ、同項第2号ホ、同条第2項第2号ただし書並びに同項第3号、第49条の8の2の2第1項第1号イただし書及び同号ハ、同項第2号ハ並びに同条第2項ただし書、第49条の8の2の3第1項第1号イただし書及び同号ハ、同項第2号ホ並びに第49条の8の3第1項第1号ただし書、同項第6号及び同条第2項第3号ただし書に基づく、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件の一部を改正する件（告示）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の8の2第1項第1号イただし書、同号ロただし書、同号ハ及びホ、同項第2号ホ、同条第2項第2号ただし書並びに同項第3号、第49条の8の2の2第1項第1号イただし書及び同号ハ、同項第2号ハ並びに同条第2項ただし書、第49条の8の2の3第1項第1号イただし書及び同号ハ、同項第2号ホ並びに第49条の8の3第1項第1号ただし書、同項第6号及び同条第2項第3号ただし書	別添 4
(5) 電波法施行規則第6条の2の4に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則第6条の2の4	別添 5
(6) 周波数割当計画の一部を変更する件（告示）	電波法第26条	別添 6